



長野県報

5月13日(木)
平成22年
(2010年)
第2164号

目 次

告 示

| | |
|--|----|
| 生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課） | 1 |
| 生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の休止の届出（地域福祉課） | 1 |
| 保安林予定森林にする旨の通知（6件）（森林づくり推進課） | 2 |
| 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく指定登録機関の登録事務の全部の廃止の許可（住宅課） | 3 |
| | |
| 公 告 | |
| 一般競争入札（生活文化課NPO活動推進室） | 4 |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室） | 4 |
| 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（4件）（産業政策課） | 5 |
| 農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧（農業政策課） | 7 |
| 土地改良区の定款変更の認可（4件）（農地整備課） | 7 |
| 県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課） | 7 |
| 土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請の適当である旨の決定及び換地計画書の写しの縦覧（農地整備課） | 7 |
| 土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課） | 8 |
| 道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査の実施（東北信運転免許センター） | 8 |
| 住民監査請求の監査結果の公表（2件）（監査委員事務局） | 10 |
| 一般競争入札（企業局） | 20 |
| 特定調達契約に係る一般競争入札（東北信運転免許センター） | 20 |
| 正誤（労働委員会事務局） | 21 |

告 示

地域福祉課

長野県告示第275号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成22年5月13日

長野県知事 村井 仁

診療所又は歯科

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|----------------|------------|
| 長野寿光会上山田診療所 | 千曲市上山田温泉3-34-3 | 平成22年4月1日 |
| 齊藤歯科医院 | 上田市材木町1丁目18-11 | 平成22年3月1日 |
| こだま眼科クリニック | 飯山市飯山263-14 | 平成22年3月23日 |

長野県告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

平成22年5月13日

長野県知事 村井 仁
診療所

| 名 称 | 所 在 地 | 休 止 年 月 日 |
|----------|-------------|-----------|
| 田中整形外科医院 | 上田市古里1624-3 | 平成22年4月1日 |

地域福祉課

長野県告示第277号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年5月13日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

伊那市西春近4240の1、4240の3から4240の5まで、4240の40、4240の41、4240の49から4240の53まで、4240の59、4240の198、4240の199、4240の201から4240の207まで、4240の231から4240の235まで、4240の237から4240の241まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

西春近4240の1、4240の4、4240の5、4240の40、4240の41、4240の49、4240の50（次の図に示す部分に限る。）、4240の231、4240の232・4240の241（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第279号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年5月13日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

伊那市高遠町藤沢4702のハ、4975の58から4975の62まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

高遠町藤沢4702のハ、4975の58から4975の61まで（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）、4975の62

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第278号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年5月13日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

伊那市山寺2081の4、2081の6、2081の9、2083の1、2084、2088の1、2129、2130の4から2130の6まで、2130の8から2130の10まで、2130の16、3154の4（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

長野県告示第280号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年5月13日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

伊那市西春近7855、7856のイ、7856のロ、7857、7858の1、7858の2、7859から7865まで、7867から7871まで、7872の1、7872の2、7873、7874、7875の1、7875の2、7876の2から7876の4まで、7877、7878の1、7878のイ、7879、7880の1から7880の5まで、7993の1から7993の3まで、7993の5、7996の1、7997の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

西春近7872の2・7874(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)、7875の2、7876の4、7993の2(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第281号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成22年5月13日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡辰野町大字平出2298の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第282号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成22年5月13日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡宮田村4751の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宮田村4751の1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び宮田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第283号

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)第26条第1項の規定により、指定登録機関の登録事務の全部の廃止を許可しました。

平成22年5月13日

長野県知事 村井 仁

1 廃止する指定登録機関の名称及び住所

一般財団法人長野県建築住宅センター

長野市篠ノ井御幣川306番地1

2 廃止する登録事務の範囲

法第17条第1項に規定する登録事務の全部

3 登録事務の廃止の日

平成22年5月18日

住宅課